

議題 テーマ提言について

項目 臨時基準諮問会議における新規テーマの提案<会計基準レベル>

提案者:法務省

(テーマ) 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発について
(提案理由) 令和元年12月11日に公布された会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号。以下「会社法改正法」という。)においては、株式会社が業績等に連動した報酬等をより適切かつ円滑に取締役又は執行役(以下「取締役等」という。)に付与することができるようにするため、上場会社が取締役の報酬等として株式の発行又は自己株式の処分(以下「株式の発行等」という。)をする場合には、金銭の払込み等を要しないこととしている(会社法第202条の2第1項等)。 株式の発行により計上すべき資本金又は資本準備金の額は、原則として、株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額を基礎として計算される(会社法第445条第1項から第3項まで)が、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式を発行する場合には、この規律を適用するのではなく、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行も踏まえた規律とすべきであると指摘されている。そこで、会社法改正法においては、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式を発行する場合において、当該株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定めることとしている(同条第6項)。 上記の法務省令の内容は、公正妥当と認められる企業会計の慣行も踏まえて定める必要があるが、現在、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における明確な会計基準は存在しないことから、その場合に係る会計基準の開発をお願いしたく、本テーマを提案させていただきたい。
(具体的内容) 1 会社法改正法の概要 (1) 上場会社において、取締役等の報酬等として募集株式の発行又は自己株式の処分をするときは、金銭の払込み等を要しないこととする(第202条の2第1項、第3項)。 (2) 上場会社において、取締役等の報酬等として新株予約権を発行するときは、新株予約権の行使に際して金銭の払込み等を要しないこととする(第236条第3項、第4項)。 (3) 取締役等に対する報酬等としての株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定めることとする(第445条第6項)。 2 想定されている典型的な株式報酬の形態 (1) 事前交付型 事前に譲渡制限を付した株式を交付し、一定期間の勤務や一定の業績目標等の達成等によって譲渡制限を解除するもの。譲渡制限が解除されなかった株式は会社が無償取得する。 (2) 事後交付型 一定の業績目標等を達成した場合など、事後に株式を交付するもの

I. 新規テーマの提言の要件への該当

1. 提案者の要望は、「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」をすることである。これについて、新規テーマの提言の要件に関する

分析は、次のとおりである。

(1) 広範な影響があるか。

本要望は、2019年12月に公布された会社法改正法により、上場会社において取締役等の報酬等として株式等を発行する場合に金銭の払い込みを要しない旨を定めることが認められたことに伴い、当該株式等の発行等の会計処理を定めることを提案されたものである。当該報酬制度は、上場会社において取締役等への報酬等の支払手段として広く利用される可能性があることから、広範な影響があるものと考えられる。

(2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

当該報酬制度は、すべての上場会社で利用される可能性があることから、その会計処理を明らかにすることは、作成者、利用者、監査人のいずれもニーズがあると考えられる。

(3) 会計実務における多様性はあるか。(多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。)

現状では、自社株式を報酬とする場合の会計処理を包括的に定めた会計基準は存在しないため、導入事例の増加に伴い、会計処理の多様性が生じる可能性がある。

具体的には、当該報酬制度における取締役等との契約に基づく期間において、報酬費用をいつどのような金額で計上するか、また、増加する払込資本をいつどのような金額で計上するか等が、主要な会計上の論点になるものと考えられる。

(4) 現行の会計基準の改善が見込まれるか。

現状では、自社株式を報酬とする場合の会計処理を包括的に定めた会計基準は存在しないため、当該報酬制度に限定したものではあるが、会計基準の開発により会計基準の一定の改善が見込まれる。

(5) 適時に会計基準の開発が可能か。

当該報酬制度は新しい制度であり、現状では、自社株式を報酬とする場合の会計処理を包括的に定めた会計基準は存在しないため、一定の検討期間を要すると思われるが、「ストック・オプション等に関する会計基準」を参考にできる点も多いと考えられ、適時に会計基準の開発は可能と考えられる。

II. 事務局対応案

2. 前項(1)、(2)に記載したとおり、当該報酬制度は、上場会社において取締役等への報酬等の支払手段として広く利用される可能性があることから、広範な影響があるものと考えられ、会計基準の開発に対するニーズが存在するものと考えられる。このため、本提案の取引について、企業会計基準において検討することが適切であると考えられる。

よって、提案された「取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計基準の開発」について、企業会計基準委員会の新規テーマとしてテーマ提言を行うことが適切であると考えられる。

以 上

参考資料

会社法の一部を改正する法律による改正後の会社法（抜粋）

（取締役の報酬等に係る募集事項の決定の特則）

第二百二条の二

金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号に掲げる事項についての定めに従いその発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をするときは、第百九十九条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を定めることを要しない。この場合において、当該株式会社は、募集株式について次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取締役の報酬等（第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。第二百三十六条第三項第一号において同じ。）として当該募集に係る株式の発行又は自己株式の処分をするものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込み又は第百九十九条第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二 募集株式を割り当てる日（以下この節において「割当日」という。）

2 前項各号に掲げる事項を定めた場合における第百九十九条第二項の規定の適用については、同項中「前項各号」とあるのは、「前項各号（第二号及び第四号を除く。）及び第二百二条の二第一項各号」とする。この場合においては、第二百条及び前条の規定は、適用しない。

3 （略）

（新株予約権の内容）

第二百三十六条

1 （略）

2 （略）

3 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社は、定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定めに従い新株予約権を発行するときは、第一項第二号に掲げる事項を当該新株予約権の内容とすることを要しない。この場合において、当該株式会社は、次に掲げる事項を当該新株予約権の内容としなければならない。

一 取締役の報酬等として又は取締役の報酬等をもってする払込みと引換えに当該新株予約権を発行するものであり、当該新株予約権の行使に際してする金銭の払込み又は第一項第三号の財産の給付を要しない旨

二 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第四号又は第五号ロに掲げる事項についての定めに係る取締役（取締役であった者を含む。）以外の者は、当該新株予約権を行使することができない旨

（取締役の報酬等）

第三百六十一条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下この章において「報酬等」という。）についての次に掲げる事項は、定款に当該

事項を定めていないときは、株主総会の決議によって定める。

一・二 (略)

三 報酬等のうち当該株式会社の募集株式（第百九十九条第一項に規定する募集株式をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項

四 報酬等のうち当該株式会社の募集新株予約権（第二百三十八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下この項及び第四百九条第三項において同じ。）については、当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

五 報酬等のうち次のイ又はロに掲げるものと引換えにする払込みに充てるための金銭については、当該イ又はロに定める事項

イ 当該株式会社の募集株式

取締役が引き受ける当該募集株式の数（種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び種類ごとの数）の上限その他法務省令で定める事項

ロ 当該株式会社の募集新株予約権

取締役が引き受ける当該募集新株予約権の数の上限その他法務省令で定める事項

六 報酬等のうち金銭でないもの（当該株式会社の募集株式及び募集新株予約権を除く。）については、その具体的な内容

（資本金の額及び準備金の額）

第四百四十五条

1～5 (略)

6 定款又は株主総会の決議による第三百六十一条第一項第三号、第四号若しくは第五号ロに掲げる事項についての定め又は報酬委員会による第四百九条第三項第三号、第四号若しくは第五号ロに定める事項についての決定に基づく株式の発行により資本金又は準備金として計上すべき額については、法務省令で定める。